

## J A F 関東地域クラブ協議会 (JMRC 関東) 細則

J A F 関東地域クラブ協議会規約 (以下 規約) 第 30 条に基づき、当会の後払慶弔見舞金制度の取扱の細則を定める。

### (後払慶弔見舞金の対象)

第 1 条 後払慶弔見舞金 (以下 見舞金) は、国内で開催される J A F 公認競技 (届出クロウズド競技を含む)、J A F 認定 A ライセンス講習会に携わる登録対象者 (ドライバー・ナビゲーター・オフィシャル・その他関係者等) の人身事故を対象として支払うものとする。

登録対象者とは、会員より事前にリスト提出によって登録された者を云う。

### (見舞金限度額及び金額)

- 第 2 条 1 規約第 2 3 条における、支払い最高限度額は同一年度内で対象者 1 名に付 5 百万円とする。同一年度内とは、対象者が登録された年の 1 月 1 日、もしくは登録時よりその年の 1 2 月 3 1 日までとする
- 2 見舞金の金額は、JMRC 関東細則 (以下 細則) 第 1 0 条に基づき、JMRC 関東常任理事会会議で決定する。
- 3 JMRC 関東は JMRC 全国の会員として、JMRC 共同共済規程第 1 1 条に該当する場合は、JMRC 全国共同共済を利用することができる。

### (人身事故への見舞金)

- 第 3 条 1 見舞金は、別表 「慶弔見舞金区分表」に照らして交付する。
- 2 見舞金は、事故発生後直ちに本協議会に報告され、かつ 9 0 日以内見舞金申請が行われた場合のみ支払う。
- なお、この別表に記載されたもの以外の見舞金は支払わない。

### (入院見舞金)

- 第 4 条 1 前 3 条に定める見舞金の対象とならない場合、次の通り、入院見舞金とする。
- 2 前 1 条に定める人身事故において、対象者が連続 7 日間以上入院した場合に見舞金を支払う。
- 3 連続 7 日間以上入院した場合、以下の通り見舞金を支払う。
- |        |             |        |
|--------|-------------|--------|
| 連続入院日数 | 7 ~ 2 0 日   | 1 0 万円 |
|        | 2 1 ~ 9 0 日 | 2 0 万円 |
|        | 9 1 ~       | 3 0 万円 |
- 但し、見舞金の総額は金 3 0 万円を上限とする。
- 4 見舞金は、事故発生後直ちに事故態様ないし内容が本協議会に報告され、かつ 1 8 0 日以内に見舞金交付申請が行われたものに限って支払う。

### (突然死見舞金)

第 5 条 J A F 公認競技中において発生した突然死 (競技中に発生した心臓・脳血管障害等の疾病により、発病から 7 2 時間以内に死亡した場合をいう。) した場合は、金 1 0 0 万円の見舞金を支払う。

### (ワンイベント見舞金)

第 6 条 団体正会員が主催する競技会に参加する、第 1 条に定める登録対象者として事前にリスト提出されていない選手・オフィシャル等をワンイベント見舞金準登録対象者として下記の通り、見舞金を支払う。

平成 19 年 7 月 10 日理事会承認

- 1 準登録者としてリスト提出できるのは、団体正会員とする。
- 2 ワンイベント見舞金は「スタッフ」「ピットクルー及びサービスクルー」「ドライバー」「クローズド」「Aライセンス講習会参加者（以下 Aライセンス参加者）」の5種とする。
- 3 ワンイベント見舞金対象者は、JAF公認競技（届出クローズド競技を含む）に参加する、クラブ会員ではないオフィシャルスタッフ、ピットクルー/サービスクルー、ドライバー、JAF認定Aライセンス講習会参加者。  
但し、JAF未公認コース使用のクローズド競技に関しては、JMRC関東で承認されたコース（以下 JMRC関東承認コース）及びシリーズのみ申込みができる。
- 4 適用資格の有効期間は、当該1競技会開催期間とする。また、サービスクルーは、オーガナイザーが指定するサービスパーク内の事故に限る。
- 5 申込み期限は、原則として、競技会前日24時まで、JMRC関東事務局へFAX等で申請書を届ける。  
競技会当日に追加登録がある場合は、競技開始までに事務局へFAXが届いた申請のみ有効とする。
- 6 同一年度内の最高見舞金限度額を500万円とする。

（見舞金受取人）

第7条 見舞金を受けるものは次の通りとする。

- 1 a. 死亡の場合：法定相続人
- 2 b. 死亡以外の場合：本人

（見舞金申請の方法）

第8条 見舞金の請求は、次条9条に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え、JMRC関東常任理事会に提出される。

（事故発生後90日以内に{慶弔見舞金申請書}が提出されたものに限る。）

（見舞金の申請）

第9条 見舞金申請の方法

- 1 見舞金の申請は、第2項に定める所定の申請書類を、主催クラブ・団体・チームを通じて、JMRC関東事務局に提出して行く。
- 2 提出する申請書類は次のとおりとする。
  - ・ 申請書・次を記載のこと。
    - a. 氏名
    - b. 住所、連絡電話番号
    - c. 許可証番号、許可証種類
    - d. 所属クラブ・団体・チーム
    - e. 申請事由
    - f. 競技会名、組織許可番号、格式、競技種目
    - g. 主催クラブ・団体・チーム名
    - h. 開催期日、場所
    - i. 事故発生状況
    - j. 申請者署名、捺印
    - k. 所属クラブ・団体・チーム代表者署名、登録クラブ印
    - l. 主催クラブ・団体・チーム代表者署名、登録クラブ印  
又は、JMRC関東支部代表者署名・捺印
  - ・ 添付書類：許可証、診断書、またはその写し。
  - ・ その他：審査の段階で必要とされるもの。

平成 19 年 7 月 10 日理事会承認

(慶弔見舞金区分)

第 10 条 1 別表 1 に定められ、そのつど J M R C 関東常任理事会で審議され決議される。

2 別表 1 に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する

(見舞金支払い)

第 11 条 1 別表 1 に定められる慶弔見舞金区分に於いては、会員より請求があり支払い決定後、分担金を徴収し、会員に支払われる。

2 対象者の慶弔見舞金区分の認定は、当該事故後 1 8 0 日をもって J M R C 関東常任理事会で決議され、認定された慶弔見舞金区分に該当する慶弔見舞金が支払われるものとする。

3 対象者の慶弔見舞金区分の認定が、当該事故後 1 8 0 日をもっても決議できない場合は、最終決議を当該事故後 3 0 0 日とする。

(分担金の徴収)

第 12 条 1 分担額が常任理事会にて確定後、J M R C 関東事務局より会員に分担金を請求し、会員は、確定後直ちに分担金を J M R C 関東に支払わなければならない。

(運営上の細則)

第 13 条 本制度運営については、会費で運営するものとする。

平成 1 8 年 2 月 1 8 日制定施行

平成 1 9 年 2 月 1 7 日改定施行

平成 1 9 年 7 月 1 0 日改定

平成 2 0 年 1 月 1 日施行

以 上

別表 (慶弔見舞金区分表)

慶弔見舞金区分 - 1 . . . . 1 0 0 %

- 1) 死亡
- 2) 当該する事故を原因として 9 0 日以内に死亡したもの

慶弔見舞金区分 - 2 . . . . 1 0 0 %

- 1) 両眼が失明したもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6) 両上肢の用を全廃したもの
- 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8) 両下肢の用を全廃したもの
- 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの

慶弔見舞金区分 - 3 . . . . 8 0 %

- 1) 1 眼が失明したもの
- 2) 両眼の視力が 0 . 0 2 以下になったもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 7) 両耳の聴力を全く失ったもの

慶弔見舞金区分 - 4 . . . . 7 0 %

- 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 4) 両手の手指の全部を失ったもの

慶弔見舞金区分 - 5 . . . . 6 0 %

- 1) 両眼の視力が 0 . 0 6 以下になったもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- 3) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの、
- 4) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの
- 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの

慶弔見舞金区分 - 6 . . . . 5 0 %

- 1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 3) 1 上肢を腕関節以上で失ったもの
- 4) 1 下肢を足関節以上で失ったもの
- 5) 1 上肢の用を全廃したもの
- 6) 1 下肢の用を全廃したもの
- 7) 両足の足指の全部を失ったもの